

# たかおか留学奨学資金

【令和6年度奨学生募集要項】

高岡市教育委員会教育総務課

## 1 目的

高岡市外から市内の大学又は大学院に進学した人に対して奨学資金を貸与することにより、次代を担う有為な人材を育成・確保するとともに、本市への定住を促進することを目的とします。

※ この奨学資金は、貸与するものです。卒業後1年が経過したら返還していただくこととなります。ただし、9(後述)の要件を満たした場合には、返還が免除される返還特別免除制度があります。

## 2 対象者

- (1) 市内に所在する大学又は大学院（以下「地元大学等」といいます。）に、市外から進学し、在学している者
- (2) 地元大学等を卒業又は修了した後、本市に居住する意思を有する者
- (3) 地元大学等から学業成績等優秀者としての推薦がある者
- (4) **日本学生支援機構など他の奨学金制度（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く。）を利用していない者**

## 3 貸与金額等

- (1) 金額

区 分		貸与年額
大 学 大 学 院	国公立	500,000 円
	私 立	700,000 円

※ 奨学資金は無利息です。ただし、返還すべき日までに返還しなかった場合は、延滞金が課されます。

- (2) 貸与期間

地元大学等の正規の修業期間（休学となった場合は貸与が停止し、復学により貸与が再開します。）

## 4 申請期間等

申請期間	<b>令和6年5月7日(火)まで</b> 地元大学等を経由して市に提出してください。
決定時期	<b>6月</b> ※本人、地元大学等に通知します。

## 5 奨学金の支払予定時期

7月下旬、9月下旬の2回に分けて、本人名義の口座へ振り込みます。

(2年目からは4月下旬、9月下旬に振り込みます。)

## 6 貸与人数（採用枠）

若干名 ※ 毎年度、予算の状況により決定します。

## 7 保証人

連帯保証人 2名

※ 貸与が決定した場合、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

・保護者 1名
・生計を別にする者 1名
※ 債務を負担する能力を有し、かつ、60歳以下の者に限る。

## 8 返還方法

返還期間	据置期間終了後 15年以内の分割均等償還
据置期間	卒業後 1年間
割賦方法	半年賦返還（7月・1月）
延滞金	年7.3%

## 9 卒業後、本市に居住し就職した場合の優遇制度

次の要件をすべて満たした者は、年間返還額が申請により免除されます。

- (1) 免除申請時において本市の住民基本台帳に1年以上記載され、現に生活の本拠が本市にあること。
- (2) 免除申請年度の前年度に市民税を納付していること。（返還初年度の前年度の市民税が非課税の場合を除く。）
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 就業していること。

※ 市内又は通勤可能な市外の事業所等又は官公署に正規職員（期間の定めのない形態で雇用されるもの）として就労している場合や、市内で自営業を営む場合その他市長の認める方法により市内において就労している場合をいいます。

- (5) 本奨学資金の返還を怠っていないこと。

◇ 返還特別免除を受けるときは、1年ごとに申請が必要です。1回の免除額は1年間に返還すべき額の全額です。ただし、貸与総額に100分の10を乗じて得た額が上限となります。返還期間を10年以上に設定し、毎年申請すれば、貸与総額が全額免除となります。

## 10 選考方法について

新入生は地元大学等の入学試験の成績、在學生は地元大学等の学業成績等に基づき、学識経験者等で構成する「高岡市人づくり奨学資金等審査委員会」の審査を経て決定します。

## 11 提出書類（①～③の書類をそろえて地元大学等に提出）

### ①貸与申請書【様式第12号】

※ 他の奨学金制度（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減免制度を除く。）との併用はできません。ただし、併願は可能ですので、他の奨学金制度を利用することとなった場合は、辞退届を提出してください。

### ②推薦調書【様式第13号】

地元大学等で記入

### ③申請者及び保証人となる保護者の住民票

住民票謄本など（世帯主及び続柄の表示があるもの）

## 12 申請書提出先

地元大学等の奨学金担当を經由して高岡市教育委員会に提出してください。

### 【問合せ先】

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市教育委員会 教育総務課 総務係

TEL : 0766 (20) 1443

FAX : 0766 (20) 1667

E-mail : ksomu@city.takaoka.lg.jp

